

帯広市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の制定（素案）について

1. 概要

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）」により介護保険法の一部が改正され、平成 30 年 4 月から、指定居宅介護支援事業者の指定等が都道府県から市町村へ移譲されることとなります。

このことにより、これまで都道府県の条例で定められていた指定居宅介護支援事業に係る申請者の要件、人員及び運営に関する基準について、市町村の条例に委任されたことから、「帯広市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例」を制定するものです。

また、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 38 号）」が一部改正されたことに伴い、本基準省令の改正を反映した上で条例を制定します。

2. 条例制定の基本方針

国が定める現行法令は、居宅における要介護者の心身の状況等を勘案し、居宅サービス計画を作成することで、居宅サービス等を適切に利用できるよう必要最低限の基準を定めたものである。

このうち、参酌すべき基準については、権限移譲に伴う円滑な事業継続の観点から、北海道の基準条例の内容を継承することを基本とします。

また、今回の省令改正に伴う部分については、介護支援専門員と医師等との密接な連携を促進する趣旨であるため、国の基準どおりとします。

なお、既に制定している指定介護予防支援事業に対する基準や本市の他条例との整合性を図るため、以下の独自基準を設けます。

3. 帯広市独自基準の考え方

帯広市暴力団排除条例との整合性を図るため、条例により明文化を図ります。

4. 条例の一部改正に関する基準類型（3区分）

条例で定める基準については、厚生労働省令で次のとおり区分されています。

類 型	意 味
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
標 準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

5. スケジュール

平成30年	1月18日	基準省令の一部を改正する省令公布
平成30年	2月6日～	パブリックコメント 実施（2月19日まで）
平成30年	2月15日	厚生委員会 報告
平成30年	2月21日	帯広市健康生活支援審議会 パブリックコメント結果報告
平成30年	2月26日	帯広市地域密着型サービス運営委員会 パブリックコメント結果報告
平成30年	3月1日	帯広市議会定例会へ条例（案）提案
平成30年	4月1日	条例施行

6. 条例の制定にあたっての国等の基準（市町村の条例に委任する基準）

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号、第81条
- (2) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第132条の3の2
- (3) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）

7. 制定する条例（素案）

類 型	厚生労働省令（国の基準）	条例案（市の基準）
従うべき基準	従業者の員数、管理者、内容及び手続の説明及び同意（運営規程、重要事項、居宅サービス計画の説明及び同意のみ）、提供拒否の禁止、指定居宅介護支援の具体的取扱方針（アセスメント、サービス担当者会議、居宅サービス計画の作成及び変更の交付、モニタリング、規程数を超える訪問介護を提供する場合の届出、指定介護予防支援の業務委託の届出のみ）秘密保持、事故発生時の対応	国の基準どおり。
参酌すべき基準	内容及び手続の説明及び同意、サービス提供困難時の対応、受給資格等の確認、要介護認定の申請に係る援助、身分を証する書類の携行、利用料等の受領、保険給付の請求のための証明書の交付、指定居宅介護支援の基本取扱方針、指定居宅介護支援の具体的取扱方針、法定代理受領サービスに係る報告、利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付、利用者に関する市町村への通知、管理者の責務、運営規程、勤務体制の確保、設備及び備品等、従業者の健康管理、掲示、広告、居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等、苦情処理、会計の区分、記録の整備、基準該当居宅介護支援に関する基準	国の基準どおり。
	基本方針	国の基準に、以下のとおり、帯広市の独自基準を追加する。 事業の運営に当たっては、帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員の支配を受け、又はこれと密接な関係を有してはならない。